

## りょう ご利用のすすめ

していしょうがいじそだんしえんじぎょうしょ  
指定障害児相談支援事業所でできること

していしょうがいじそだんしえんじぎょうしょ  
指定障害児相談支援事業所とは、障がいのある人が自立した日常生活、  
または社会生活を営むことができるよう  
さまざまな障害福祉サービスを利用できる機関です。

わかりづらい手続きやサービスについて、  
相談支援専門員に気軽に相談できます。

困りごとの解決や、やりたいことを  
実現するための目標を一緒に考えます。

ご自身（ご家族）の希望に基づいた計画  
なので、必要なこと、望むことに沿った  
サービスを受けることができます。

定期的にモニタリングを受けることで  
サービスの見直しやご自身（ご家族）  
のことを振り返ることができます。

計画表をお渡しいたします。  
計画内容をいつでも見直すことが  
できるので、分かりやすく、安心です。

いりょうほうじんしゃだん へいせいかい  
医療法人社団平成会  
していしょうがいじそだんしえんじぎょうしょ  
指定障害児相談支援事業所

さくら

お電話での  
お問い合わせ

0836-39-6122

さんようおのだしさくらにちようめ ほん ごう  
〒757-0006 山陽小野田市桜二丁目8番17号  
メール sakura.c@beach.ocn.ne.jp

## りょうほうほう 利用方法

らんえいしゆたい  
運営主体

いりょうほうじんしゃだん へいせいかい  
医療法人社団 平成会

かいしょにじち  
開所日時

げつようび きんようび  
月曜日～金曜日 8:30～17:30

きゅうりつ  
休日

ど にち しゅくじつ ほん ねんまつねんし  
土・日・祝日・お盆・年末年始

りょうたいしょうしゃ  
利用対象者

せいしん しょう つういん かの  
精神の障がいや通院されている方、  
はったつしょう かの ちてき しんたい なんびょう  
発達障がいの方、知的、身体、難病  
などたいしょうしゃ かの ほんにん じどう  
等対象者の方、ご本人（児童）、ご  
かぞく かんけいしゃ かの りょう  
家族、関係者の方がご利用できます。

りょうりょう  
利用料

むりょう  
無料



あなたのえがおによりそう



指定障害児相談支援事業所  
さくら

医療法人社団 平成会



# まずは、相談してみませんか？

なんでもご相談ください。

行政や医療機関、社会福祉協議会、障がい福祉サービス事業所の他、民生委員・児童委員やボランティアなど、地域の様々な機関とのネットワークを利用して障がいのある方の生活の質が向上するよう支援いたします。

**福祉サービスの利用**

福祉サービスの利用に関する情報提供、手続き等の支援。

**障がいや病気の理解**

障がい特性の理解や病気に関する相談。

**権利擁護**

日常生活に不安がある方が地域で安心して生活できるための支援。

**障がい児相談**

就学時の悩みや卒業後の進路に関すること、子育てに関する相談など。

## 障がい児相談支援事業

相談は無料です。

相談の流れ  
ご本人・ご家族からの相談

詳しいお話をお聞きします。  
状況を整理して  
問題を明確にします。

問題解決の課題を  
ご本人（ご家族）と  
一緒に考えます。

課題解決に向けた行動及び  
支援をご本人（ご家族）と  
共に開始します。

まずはお電話を

☎0836-39-6122

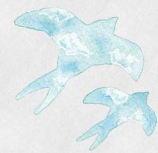
必要に応じて福祉サービス利用の申請を支援します。

福祉サービスを利用する場合は、サービス等利用計画が必要になります。サービス等利用計画は当事業所でも作成いたします。

支援経過について話を伺い、必要に応じて支援方法の見直しをします。

ご本人の社会参加が促進され、生活の質が向上したら相談は終了します。

その他にも気になること、何でも相談ください。



障がいのある方やその保護者などから様々な相談を受け、必要な支援や情報提供、関係機関への紹介等の連絡調整を行います。生活上のお困りごとなどをご相談ください。